

福祉用具貸出事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者や障がい者等に対し、福祉用具（以下「用具」という。）の貸出を行うことにより、生活上の困りごとの解消や社会参加の促進を図る。また、福祉教育や地域活動の場に用具の貸出を行うことにより、児童や生徒への福祉啓発や、地域交流の活性化を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この事業の呼称は、「おたすけ福祉用具貸出サービス」とする。

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、社会福祉法人早島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

（利用者）

第4条 貸出の対象者は、町内に居住し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 高齢者及び障がい者・児、または傷病などにより、用具を利用する必要があると認められる者並びにその家族等
- （2） 教育や福祉機関等の福祉教育を推進するために用具が必要な団体
- （3） 自治会や地域のボランティア、福祉団体等の地域活動を推進するうえで用具が必要な団体
- （4） その他、本会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めたもの

（貸出の用具）

第5条 この事業の貸出用具は、本会が所有する用具（別表1）とする。

（利用の申込）

第6条 利用を希望する者は、利用申込書（様式第1号）及び、誓約書（様式第2号）に必要事項を記入し、会長に提出しなければならない。

（貸出期間）

第7条 用具の貸出期間は、原則として2週間以内とする。

2 利用者から期間延長を希望する申し出があった場合、1回に限り、2週間以内の延長を可能とする。

（利用料金）

第8条 用具の利用料は原則として無料とする。ただし、用具に付随する消耗品については、実費負担とする。

（用具の故障及び故障に伴う賠償）

第9条 利用者は、貸出を受けた用具を損傷した場合、速やかにその旨を会長に届出なければならない。

- 2 消耗による損傷の修理費は、利用者の申し出により本会が負担をする。その他、利用者の管理が不十分なために生じた損傷は、利用者が修理費用を負担しなければならない。
- 3 本会が貸出した用具によって生じた事故については、利用者の責任とし、本会は一切の責任を負わないものとする。

(返却)

第10条 貸出の必要が無くなった場合は、用具の点検及び清掃を行い、貸出時と同じ状態で本会に返却するものとする。

(貸出の制限)

第11条 用具の利用目的が次のいずれかに該当するときは、貸出を行わない。

- (1) 営利的な目的に利用する恐れがある場合
- (2) 政治的又は宗教的活動に利用する恐れがある場合
- (3) 用具の利用が1ヵ月以上、長期に及ぶ恐れがある場合
- (4) その他、貸出が適当でないと会長が認める場合

(転貸の禁止)

第12条 用具の貸出を受けた者は転貸をしてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要のある場合は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

また、平成12年4月1日施行の「在宅介護用具貸与事業」実施要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。

(様式第1号)

年 月 日

福祉用具利用申込書

社会福祉法人
早島町社会福祉協議会会長 様

申込者 住所
氏名
連絡先

福祉用具を利用するにあたり、次のとおり申し込みます。

利用者	ふりがな		性別	男性 ・ 女性
	氏名			
	生年月日	(大正・昭和・平成・令和) 年 月 日生	満年齢	歳
	住所	〒 -	利用区分	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障がい者・児 <input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> 地域活動 <input type="checkbox"/> その他 ()
利用する理由				
利用する用具				
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

※以下は本会記入欄のため、記入しないでください。

用具管理No		貸出 受付者		返却 受付者	
備考					

(様式第2号)

誓約書

福祉用具貸出事業を利用するにあたり、次の事項について遵守し、確約します。

1. 借用した用具に故障等があった場合は、直ちに報告します。
2. 借用した用具を故意又は過失により損傷した場合は、責任をもって修理・弁償します。
3. 借用した用具が不要になった場合は、直ちに返却します。
4. 返却する場合は、用具の点検及び清掃を行い、貸出時と同じ状態で本会に返却します。

早島町社会福祉協議会 会長 様

年 月 日

利用責任者（申込者）

氏名 _____ 印

(別表1)

福祉用具在庫一覧表（貸出用）

種 類		用 具	個 数
移動に関する 用具	1	自走式車イス	17
	2	介助式車イス	5
	3	リクライニング式車イス	2
	4	固定型歩行器	1
	5	シルバーカー	2
	6	杖（T字杖、多点杖）	3
	7	松葉杖	1
	8	スロープ	3
	9	けん引式車イス補助装置（JINRIKI）	2
	10	おんぶ補助具（おんぶらっく）	2
	11	救護用担架	1
衛生用具	12	ポータブルトイレ	4
	13	シャワーチェア	2
	14	浴槽台	2
その他の用具	15	点滴スタンド／点滴棒	2
	16	コードレスチャイム	1
	17	ポータブル吸引器	2
合計数			52